

高知市広告審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知市における広告事業を適正に行うため、高知市広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

本市の広告媒体に係る広告の掲載に関すること。

前号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、財務部副部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて広告媒体を所管する課等の長を臨時の委員とすることができる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(資料提出その他の協力等)

第5条 審査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認められるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、管財課及び広告媒体の所管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行し、改正後の高知市広告審査委員会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月20日から施行し、改正後の高知市広告審査委員会設置要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

別表

行政改革推進課長 管財課長 人権同和・男女共同参画課長 市民生活課長 都市計画課長 青少年課長